

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

陸前高田市指令まち第47-10号

住 所 大船渡市立根町字細野23番地3
名 称 株式会社アトラス
代表者 代表取締役 佐々木 高 徳

令和7年3月12日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、次のとおり許可する。

令和7年3月24日

陸前高田市長 佐々木 拓



許 可 の 種 類		収集・運搬
許 可 年 月 日		令和7年4月1日
事業 の 範 囲	取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物（事業系を含む）
	営 業 の 範 囲	陸前高田市内
許 可 期 限		令和9年3月31日
許 可 条 件		①当市は、可燃・不燃・資源ごみを分別処理していることから、陸前高田市「資源・ごみ」分別収集の手引きを参考とし、種類別に搬入し、係員の指示に従うこと。 ②発泡スチロール類の持込を禁止する。 ③陸前高田市清掃センターへの年間収集運搬量を排出事業者別に報告すること。